



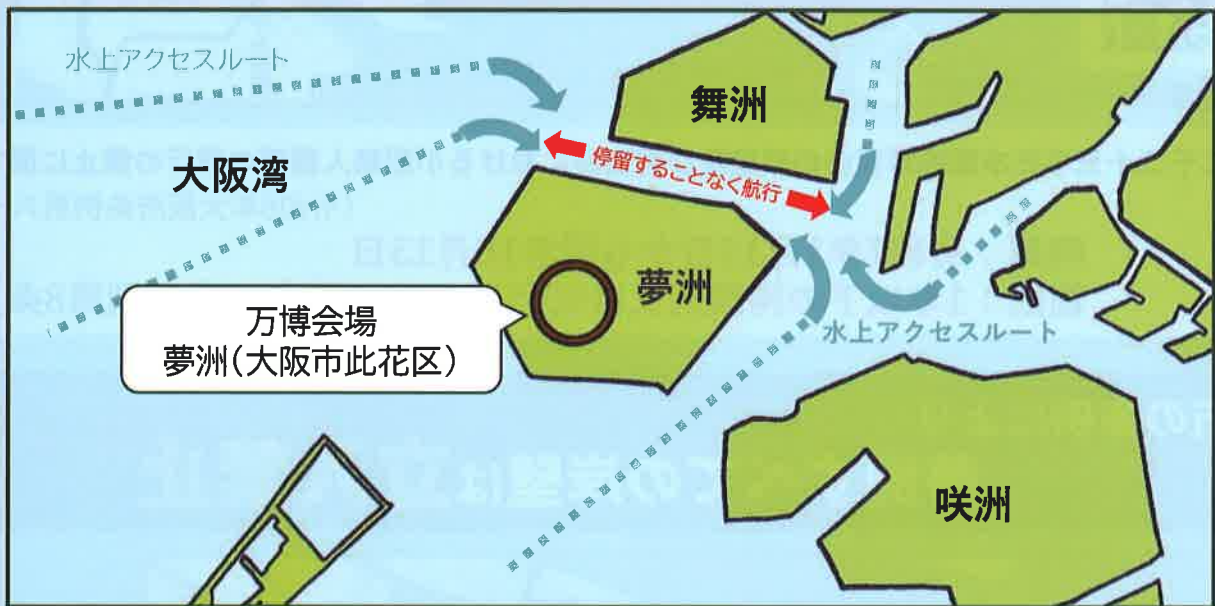
大阪・関西万博開催期間における 海上保安庁・大阪府警察からのお願い

夢洲周辺海域において

**海上警備
を強化します**

**夢洲・舞洲間の海域は
停留することなく航行を**

警備上の必要性から **立入検査、職務質問** 等を実施する場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。



★ 海事関係者の皆様へ ★

自主警備の強化

- 不審者の乗船防止
- 不審物・不審事象の早期発見
- 《対策例》
- ・乗組員や荷役作業員の乗下船管理
- ・監視カメラの活用
- ・定期的な巡回

船舶管理の徹底

- 船舶の盗難防止
- 船舶の適切な管理
- 《対策例》
- ・船舶貸出時の身元確認徹底
- ・エンジンキーの確実な保管
- ・船内倉庫や係留施設の施錠

不審事象を認めたら118番・110番通報を！

以下のようなことがありましたら、直ちに通報をお願いします！

- ・身元が分からない人から船を貸してほしいと頼まれた
- ・普段見かけない船や人がウロウロしている
- ・挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる
- ・船が盗まれた 等



お問い合わせ先：第五管区海上保安本部
お問い合わせ先：大阪府警察

TEL078-391-6551
TEL06-6943-1234

大阪府の条例により

夢洲及び夢洲周辺では小型無人機の飛行が禁止

詳細は大阪府HP・大阪府警察HP
をご確認ください



大阪府HP



大阪府警察HP



大阪府二千二十五年日本国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例
(令和6年大阪府条例第六十二号)

時期：令和7年1月19日から同年10月13日

罰則：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（同条例第8条）

大阪市の条例により

夢洲すべての岸壁は立入禁止



詳細は大阪市HPを
ご確認ください



大阪市港湾施設条例第10条第1項第4号に基づく市長が指定する立入禁止区域

時期：令和7年4月1日から10月13日

罰則：5万円以下の過料（同条例第27条第1項）